

誓 約 書

- (1) 要綱に基づき提出する一切の書類の記載内容に虚偽がないこと。
- (2) 本補助金の交付又は不交付の決定に関しては、一切異議を申し立てないこと。
- (3) 県税を滞納している者ではないこと。
- (4) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいないこと。
- (5) 申請者及び申請者の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (6) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7) 本補助金の交付を受けて実施する事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に係る事業ではないこと。
- (8) 大企業及び要綱第2条第2項第6号から第8号に規定するみなし大企業でないこと。
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- (10) 国又は地方公共団体が支出する補助金の交付決定を受けた事業と重複する事業について、本補助金の申請をしていないこと。
- (11) 本補助金の交付決定を受けた際に事業完了後の成果の発信について、奈良県からの依頼に応じ、情報提供その他の協力をを行うこと。
- (12) この誓約に反したことにより被る不利益に関しては、一切異議を申し立てず、奈良県知事の指示に従い、補助金を返還すること。